

【公布された条例等のあらまし】

理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）

- 一 出張理容（理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。
- 二 出張理容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携帯することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- 三 知事は、出張理容の衛生を確保するため必要があるときは、立入検査を行うことができることとした。
- 四 知事は、一により届出をしなければならない者が届出をしないで出張理容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- 五 理容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

八 一及び五について、所要の経過措置を講ずることとした。

美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）

- 一 出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。
- 二 出張美容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携帯することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- 三 知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があるときは、立入検査を行うことができることとした。
- 四 知事は、一により届出をしなければならない者が届出をしないで出張美容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- 五 美容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

八 一及び五について、所要の経過措置を講ずることとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）

- 一 本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。
- 二 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定めることとした。
- 三 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

## 2 諸手当の改定

- (一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に對する支給月額限度額を四十一万三千八百円に引き上げることとした。
  - (二) 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの等にあつては三千五百円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げることとし、また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこととした。
  - (三) 通勤手当について、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金を負担する職員に支給する特別急行列車等に係る通勤手当の額を、その者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とすることとした。
  - (四) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十(特定幹部職員にあつては、百分の百十)に引き上げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の四十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)に引き上げることとした。
  - (五) 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き下げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)に引き下げることとした。
- ## 二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
- ### 1 給料表の改定
- 第一号任期付研究員に適用する給料表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。
- ## 2 期末手当の改定
- (一) 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げることとした。
  - (二) 六月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げることとした。

## 三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二の(二)、(三)及び(五)並びに二の二の(二)については、平成二十九年四月一日から施行することとした。
  - 2 一の1及び2の(一)並びに二の1については平成二十八年四月一日から、一の二の(四)及び二の二の(一)については同年十二月一日から適用することとした。
- 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十五号)
- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五に引き上げることとした。
  - 二 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げることとした。

三 給料月額について、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間、知事にあつては百分の二十五を、副知事にあつては百分の十を、常勤の監査委員にあつては百分の五を、企業局長にあつては百分の五を減じた額とすることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び三については、平成二十九年四月一日から施行することとした。

五 一については、平成二十八年十二月一日から適用することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十六号）

一 企業局長が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、一については、平成三十二年四月一日から施行することとした。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十七号）

一 病院事業管理者が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については公布の日から、一については平成三十二年四月一日から施行することとした。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第六十八号）

一 雇用保険法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 職員の退職手当に関する条例

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二 この条例は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（条例第六十九号）

一 特定非営利活動法人グリーンバレー及び特定非営利活動法人「ふくろつこの森」を徳島県税条例第二十條の七第二項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第七十号）

一 道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

徳島県住環境未来創造基金条例（条例第七十一号）

一 未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金（以下「基金」という。）

を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（条例第七十二号）

## 一 総則

1 この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び濁水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とすることとした。

2 流域における水管理に関する基本理念並びに県民等の役割及び県の責務を定めることとした。

3 知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県の全域及び規則で定める流域ごとに、それぞれ、流域における水管理に関する計画を定めるものとするものとした。

## 二 治水

### 1 河川等の整備及び維持管理

県が実施すべき河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理等の治水に係る対策について定めることとした。

### 2 浸水被害を防ぐ土地利用

(一) 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害が発生するおそれのある区域における浸水被害を防止し、又は軽減するため、河川又は河川管理施設の整備を実施する場合において、これらの整備と併せて当該区域の一部を建築基準法の規定による災害危険区域として指定することができることとした。

(二) 河川等出水警戒区域（一）の指定がなされた災害危険区域をいう。（において、次に掲げる用途に供する建築物の建築（同一敷地内の移転を除く。）をしようとする建築主は、当該建築物が基準に適合するものであることについて、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならないこととした。

1) 住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍

2) 児童福祉施設等（規則で定める施設を含む。）

3) 旅館業法に規定する旅館業の用に供する施設

4) 医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

5) 宿泊室を有する研修施設

(三) 知事は、(一)から(五)までに掲げる用途に供する建築物の建築主が、(二)の規定に違反したとき、(二)の認定に付した条件に違反したとき等には、当該認定を取り

消し、若しくは当該認定に付した条件を変更し、又は当該建築主に対して、当該建築物の建築の工事の停止等を命ずることができることとした。

### 3 河川に係る情報等の収集及び提供

県は、水災害による被害を防止し、又は軽減するため、県が管理する河川の水位、降雨量の状況、関係するダム貯水水位その他の必要な情報を収集し、国、市町村、県民その他の関係者に提供するものとする事とした。

## 三 利水

1 県が実施すべきダムの貯留機能の維持及び向上等の利水に係る対策について定めることとした。

2 知事は、国、県及び市町村と連携して、県等が行う節水及び渇水対策への協力等の活動を行う法人その他これに準ずるものを、利水サポート団体として認定することができるとした。

3 県は、規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした計画を策定するものとする事とした。

## 四 水循環及び環境

1 県は、森林の整備及び保全の推進、農地の整備及び保全に関する活動への支援、河川からの地下水の涵養<sup>かん</sup>の促進に資する河川の整備等を行うことにより、水の涵養機能の維持及び向上を図るものとする事とした。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民等が河川と親しみ、及び共生するために欠かせない河川の水量の確保並びに観光及びスポーツの振興等に資する水辺の整備並びに自然と共生する水辺の環境の創出に努めるものとする事とした。

## 五 災害対応

1 県は、市町村長が的確に避難の勧告等を行うことができるよう、洪水等又は津波による浸水被害の発生時か否かを問わず、市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援を行うものとする事とした。

2 県は、その管理する排水施設その他の重要な河川管理施設等及びダムが被災した場合には、速やかにその機能の復旧又は代替する機能の確保ができるよう、これらの施設の事前復旧計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。

## 六 水教育

1 県は、次代の社会を担う子供が、水に親しむとともに、治水及び利水の歴史、水に関わる文化、健全な水循環の重要性等についての理解と関心を深め、さらに、水に関わる労苦の歴史及び文化を未来に引き継げるよう、学校における水教育の推進に努めるものとする事とした。

2 県は、県民との連携及び協働の下に、県の全域において水教育が展開されるよう努めるものとする事とした。

## 七 罰則

二の二の(二)の規定に違反した者、同二の(三)の命令に違反した者等に対する罰則を定めることとした。

## 八 その他所要の規定を設けることとした。

## 九 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

十 建築基準法施行条例について、所要の整理を行うこととした。

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第七十三号）

一 道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 徳島小松島港赤石地区の荷役機械の一部の使用料を廃止することとした。

三 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、平成二十九年四月一日）から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、平成二十九年四月一日）から施行することとした。